○法務省告示第八十六号

岩手県奥州市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年二月十九日

法務大臣　岩城　光英

岩手県胆沢郡佐倉河村字佐字喜性坊三十四番地

髙橋寅治郎

○財務省・農林水産省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　**裕**

一中「年六厘」を「年四厘」に、「年七厘五毛」を「年五厘五毛」に、「年一分七厘五毛」を「年一分五厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
十四年以下	年二厘五毛
十四年を超え十七年以下	年三厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年四厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
十四年以下	年二厘五毛
十四年を超え十七年以下	年三厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年四厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第六号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　**裕**

「年一・八五パーセント」を「年一・七〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　**裕**

「年一・八五パーセント」を「年一・七〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○国税庁告示第一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十九日

国税庁長官　中原　広

東京国税局の項中「千代田区大手町一丁目三番三号」を「中央区築地五丁目三番一号」に改め、事務所の欄中「竜ヶ崎税務署」を「竜ケ崎税務署」に改め、竜ヶ崎税務署の項中「竜ヶ崎市」を「龍ケ崎市」に改め、前橋税務署の項中「表町二丁目十六番七号」を「大手町二丁目三番一号」に改め、新潟税務署の項中「営所通二番町六百九十二番地の五」を「西大畑五千百九十一番地」に改め、日本橋税務署の項中「中央区日本橋堀留町二丁目六番九号」を「千代田区大手町一丁目三番三号」に改め、税務大学校金沢研修所の項中「広坂二丁目二番六十号」を「西念三丁目四番一号」に改め、税務大学校広島研修所の項中「佐伯区楽々園五丁目十五番一号」を「南区霞一丁目三番六十五号」に改める。

○国税庁告示第二号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十九日

国税庁長官　中原　広

東京国税局の項中「千代田区大手町一丁目三番三号」を「中央区築地五丁目三番一号」に改め、竜ケ崎税務署の項中「竜ヶ崎市」を「龍ケ崎市」に改め、前橋税務署の項中「表町二丁目十六番七号」を「大手町二丁目三番一号」に改め、新潟税務署の項中「営所通二番町六百九十二番地の五」を「西大畑五千百九十一番地」に改め、日本橋税務署の項中「中央区日本橋堀留町二丁目六番九号」を「千代田区大手町一丁目三番三号」に改め、税務大学校金沢研修所の項中「広坂二丁目二番六十号」を「西念三丁目四番一号」に改め、税務大学校広島研修所の項中「佐伯区楽々園五丁目十五番一号」を「南区霞一丁目三番六十五号」に改める。

○厚生労働省告示第三十三号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第一項第二号、第九条及び第十一条並びに附則第五条第一項第二号、第六条第二項第二号及び第七条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十三条及び附則第十一条の規定により公示する。ただし、第二号の規定は、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年二月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十二条の規定による概算納付金の額及び同法第百五十三条の規定による確定納付金の額の算定に係る率及び額

区分	率又は額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率	○・○○一三八二六五
省令第七条第二号に規定する率	一・○八六二一二四二
省令第八条第一項第二号に規定する率	○・九八七九四二二三
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額（平成二十八年四月一日から同年九月三十日までに係る部分に限る。）	六四、二二一円
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までに係る部分に限る。）	六四、一六一円
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	六一、四九七円